

# 札幌社保協 FAXニュース

2018年 11月20日(火)  
 社保協事務局 発行  
 TEL823-0867 Fax821-3701  
 E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
 http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期  
 高齢者110番は  
 11月29日(木)です

## 国保一部負担金減免制度、高裁判決を受け 札幌市が運用を変更～申請から6か月

国保一部負担金減免の札幌市の独自要綱に基づく申請却下は不当と、訴えていた北区の奥名さんの勝利判決が9月に確定したことを受け、札幌市は10月に「運用の改定」を各区保健福祉部へ通知しました。

今までは失業などの「事実の発生した月の初日から6か月」を「申請月の初日から6か月」と運用を変えました。要綱自体は、今年度中に道から示される標準例を基に改正すると言っています。

運用の改定は当然ですが、要綱の改定がどのようになるか注目されます。そもそも一部負担金を払えないと申請してから要件に該当するかを確認し、その時点から減免と対象期間が発生するのが当然です。今後の改定では、負担できない事情を失業などの所得激減に限定せず、医療費を払うことによって生活ができなくなる世帯を援助することこそが制度の趣旨であり、対象期間も最大6カ月から延長できるように改定すべきでしょう。



## 国保料滞納世帯～解消資力なし72%

7月に市の国保運営協議会で公表されている「中期収納対策基本方針」では、国保料滞納の未然防止、年度内完納の徹底（現年分）、滞納整理の徹底（滞納繰越分）を重点項目としています。

平成28年度分の現年、滞納繰越世帯の状況を公表していますが（左グラフ）、現年滞納世帯の70%が「差押禁止額（1人10万円＋被扶養者1人につき4.5万円）未満の所得」、滞納繰越世帯に至っては72%が「滞納解消資力なし」とされています。滞納世帯の大半は差押が禁止されるほどの低所得世帯であり、滞納繰越分も解消できる見込みがないということです。差押禁止額以上の所得世帯でも、医療費やローン等の支払いで生活がひっ迫している世帯も想定されることから、実態はさらに大変と思われる。「滞納処分により強制徴収も可能」という一方的な分析でなく、個々にていねいに相談にのることが必要です。また、資力なし世帯は書いているように「処分停止などで滞納解消」をすべきです。

## 白石区・東区でSOS相談会

両区とも各団体・地域に1万5千の案内ビラを配布

【白石】（右写真）11/4に開催し、13人21件の相談。相談員・ボランティア23人。60代女性は原因不明の病気で働けず、生活保護申請をすることに。カレーの炊き出しもありました。

【東区】（左写真）11/14に開催。12人の来訪と電話で16件の相談。相続に関する相談や介護保険料の控除についての質問もありました。司法書士など12人の相談員と炊き出しのボランティアも参加。

